

森之宮地域におけるスマートエイジング・シティの
理念をふまえたまちづくりに関する協定書

城東区森之宮地域は、都心中心部と周辺住居地の接点に位置し、交通至便で、緑豊かな大阪城公園に隣接する魅力ある地域である。しかし、高度成長期に面的住宅開発として開発された集合住宅団地を中心に、人口減少・超高齢化の進展が著しく、様々な課題を有している。

とりわけ、近年、社会的関係性の希薄化による高齢者単独世帯の孤立化などの状況が進行し、生活利便性の低下や、介入・支援の遅れによる深刻な事態の発生、災害時安否確認の困難性や避難の遅れなどが懸念される場所である。住民が健康で安心して地域で暮らしていくために、大阪府市医療戦略会議提言（平成26年1月）において示されたスマートエイジング・シティの実現に向け森之宮地域での取り組みを深化・発信・展開することを協働して推進していくため、大阪市城東区役所（以下「甲」という。）、社会医療法人大道会森之宮病院（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構 西日本支社（以下「丙」という。）の間で平成27年11月10日締結した森之宮地域におけるスマートエイジング・シティの理念を踏まえたまちづくりに関する協定に代え、新たに、甲乙丙に当地域に新たに開学する大阪公立大学（以下「丁」という。）を加えた4者間において次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、少子・高齢化が著しく進行する第2条に規定する地域において、地域包括ケアシステムの拡充、生活支援、住民の見守り、都市防災またはヘルスケア分野のサービス充実等に取り組み、「健康寿命の延伸」、「生涯にわたるQOLの向上」及び「安心して最期まで住み続けられる創造的な生活環境」を実現するまちづくりにつなげることを目的とする。

（事業を推進する地域）

第2条 大阪市城東区森之宮一丁目・二丁目

ただし、スマートエイジングシティの理念を踏まえ、関係機関との協力・役割分担の範囲において他地域への展開を進め本事業を深化・拡充させることを検討する。

（事業推進事項）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、目的の達成に向けて、以下の事項について相互に緊密な連携を図り、各々が保有する資源等を有効に活用し、また他の関係機関と連携すること等により、各々の役割に基づき取り組むものとする。

- 一 地域コミュニティの活性化に資すること
- 二 地域包括ケアシステムの拡充に資すること
- 三 地域リハビリテーションの推進に関すること
- 四 生活支援分野におけるサービスの充実に関すること
- 五 健康寿命延伸のためのヘルスケア分野におけるサービスの充実に関すること
- 六 防災・減災に関すること
- 七 ICT利活用の促進及び、持続可能なまちづくりに関すること

八 多世代が暮らす魅力あるまちづくりに関すること

九 前8号に定めるもののほか、スマートエイジング・シティの具体化に関すること

(役割)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、目的を達成するために必要な事業を検討、立案、実施する。

2 甲は、各事業に関係する大阪府・市の部局とも連携し、関係機関との調整を行うとともに、事業推進地域での取組みにより得られたノウハウを区内各地域の施策へも活用する。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも書面による協定の終了または変更等の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面によって通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定する。

甲、乙、丙及び丁は、本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年10月31日

甲 大阪府大阪市城東区中央三丁目5番45号
大阪府城東区役所
城東区長 大東 辰起

乙 大阪府大阪市城東区森之宮二丁目1番88号
社会医療法人大道会 森之宮病院
理事長・院長 大道 道大

丙 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
理事・支社長 村上 卓也

丁 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号
大阪公立大学
学長 辰巳砂 昌弘